

第132回 日商簿記検定試験 1級 一会计学一 解説

模範解答・予想配点・解説等は、学校法人高橋学園が独自の見解によって作成しており、検定試験実施機関における本試験の解答並びに出題の意図を保証するものではありません。なお、予告なしにその内容を変更する場合がございます。ご理解いただいたうえで、ご利用ください。

第1問

1 根拠規定「連続意見書第三」第一・四・1

「固定資産を購入によって取得した場合には、購入代金に買入手数料、運送費、荷役費、据付費、試運転費等の付随費用を加えて取得原価とする。・・・(中略・・・) 購入に際しては値引又は割戻を受けたときには、これを購入代金から控除する。」

買入手数料、運送費、荷役費、据付費、試運転費等は直接付随費用である。よって、本文章は正しい。

2 根拠規定「固定資産の減損に係る会計基準」二・3、「同注解」注1・1

「減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とする。」「回収可能価額とは、資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額をいう。」

よって、本文章のbは誤っており、正しい語句は正味売却価額である。

3 根拠規定「連続意見書第三」第一・六・2

「生産高比例法に類似する方法に減耗償却がある。減耗償却は、減耗性資産に対して適用される方法である。減耗性資産は、鉱山業における埋蔵資源あるいは林業における山林のように、採取されるにつれて漸次減耗し潤渇する天然資源を表わす資産であり、その全体としての用役をもって生産に役立つものでなく、採取されるに応じてその実体が部分的に製品化されるものである。したがって、減耗償却は減価償却とは異なる別個の費用配分法であるが、手続的には生産高比例法と同じである。」

よって、本文章のbが誤っており、森林等の潤渇性資産に適用される正しい語句は、減耗償却である。

4 根拠規定「企業会計原則」第二・三・B、「企業会計原則注解」注6(1)、(2)、(4)

「企業会計原則」では、「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限り」と規定している。具体的には、販売基準が採用されている。

他方、「企業会計原則注解」注6(1)では、「委託販売については、受託者が委託品を販売した日をもって売上収益の実現の日とする」と規定しており、これが販売基準の具体的な適用となる。これに対して、同注解では、「仕切精算書が販売のつど送付されている場合には、当該仕切精算書が到達した日をもって売上収益の実現の日とみなすことができる」として、仕切精算書到達日基準が実務上の配慮から認められている。

また、同注解(2)では、「試用販売については、得意先が買取りの意思を表示することによって売上が実現する」として、販売基準が具体的に適用されている。

さらに、同注解(4)では、「割賦販売については、商品等を引渡した日をもって売上収益の実現の日とする」として、販売基準が適用されている。これに対して「収益の認識を慎重に行うため、販売基準に代えて、割賦金の回収期限の到来の日又は入金の日をもって売上収益実現の日とすることも認められる」として割賦基準である回収期限到来基準と回収基準は例外基準と位置づけられている。

よって、本文章のdが誤っており、試用販売における買取意思表示基準が正しい語句である。

第2問

<売買目的有価証券について>

①A社株式

(借) 有 価 証 券	65,000千円	(貸) 有価証券運用損益	65,000千円
50,000株×@2,500円(簿価) - 50,000株×@3,800円(時価) = 65,000千円			

②B社株式

(借) 有価証券運用損益	2,200千円	(貸) 有 価 証 券	2,200千円
20,000株×@780円(簿価) - 20,000株×@670円(時価) = 2,200千円			

解答の金額

▼売買目的有価証券：50,000株×@2,500円(A社株式) + 20,000株×@780円(B社株式) + 65,000千円(A社株式) - 2,200千円(B社株式) = 203,400千円

<その他有価証券について>

③C社株式

(借) 投 資 有 価 証 券	92,000千円	(貸) 長期繰延税金負債	36,800千円
(〃) その他有価証券評価差額金 55,200千円			
(40,000株×@1,200円(簿価) - 40,000株×@3,500円(時価)) × 40% = 36,800千円			

④D社株式

(借) 投資有価証券評価損	99,000千円	(貸) 投資有価証券	99,000千円
30,000株×@5,800円(簿価) - 30,000株×@2,500円(時価) = 99,000千円			

⑥F社債

(借) 長期繰延税金資産	208千円	(貸) 投資有価証券	520千円
(〃) その他有価証券評価差額金 312千円			
(26,000口×@1,000円(簿価) - 26,000口×@980円(時価)) × 40% = 208千円			

⑨I社債

時価ヘッジとは、ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を損益に反映させることによりその損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法をいう。時価ヘッジが適用できるのは、現在、その他有価証券のみである。

(借) 投資有価証券評価損益	500千円	(貸) 投資有価証券	500千円
50,000口×@990円(簿価) - 50,000口×@980円(時価) = 500千円			

(借) 先 物 契 約	400千円	(貸) 投資有価証券評価損益	400千円
-------------	-------	----------------	-------

解答の金額

▼その他有価証券：40,000株×@1,200円(C社株式) + 30,000株×@5,800円(D社株式) + 26,000口×@1,000円(F社債) + 50,000口×@990円(I社債) + 92,000千円(C社株式) - 99,000千円(D社株式) - 520千円(F社債) - 500千円(I社債) = 289,480千円

▼その他有価証券評価差額金：55,200千円(C社株式) - 312千円(F社債) = 54,888千円

<満期保有目的の債券について>

⑤E社社債

この債券については、簿価が不明であるため、各自で計算する必要がある。

日付	期首帳簿価額	A有価証券利息 (5.5%)	Bクーポン利息 (4%)	金利の調整 (A-B)	期末帳簿価額
×4年3/31					
×5年3/31 (当期末)					③
×6年3/31	③	③×5.5%	600,000	③×5.5% -600,000	②
×7年3/31	②	②×5.5%	600,000	②×5.5% -600,000	①
×8年3/31	①	①×5.5%	600,000	①×5.5% -600,000	15,000,000

上記の表より①を算定する。

$$\text{①} \times 5.5\% \text{ (有価証券利息)} - 600,000 \text{ 円 (クーポン利息)} + \text{①} = 15,000,000$$

$$\text{①} = 14,786,730 \text{ 円}$$

以下、同様に計算する。

$$\text{②} \times 5.5\% \text{ (有価証券利息)} - 600,000 \text{ 円 (クーポン利息)} + \text{②} = 14,786,730$$

$$\text{②} = 14,584,578 \text{ 円}$$

$$\text{③} \times 5.5\% \text{ (有価証券利息)} - 600,000 \text{ 円 (クーポン利息)} + \text{③} = 14,584,578$$

$$\text{③} = 14,392,965 \text{ 円 (解答の金額)}$$

<関連会社株式について>：時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損益として処理する。

⑦G社株式

$$\text{(借) 関係会社株式評価損 } 192,500 \text{ 千円 (貸) 関係会社株式 } 192,500 \text{ 千円}$$

$$35,000 \text{ 株} \times @8,500 \text{ 円 (簿価)} - 300,000,000 \text{ 円 (純資産額)} \times 35\% \text{ (保有割合)} = 192,500 \text{ 千円}$$

解答の金額

$$\blacktriangledown \text{ 関連会社株式} : 35,000 \text{ 株} \times @8,500 \text{ 円 (簿価)} - 192,500 \text{ 千円 (評価損)} = 105,000 \text{ 千円}$$

<子会社株式について>

⑧H社株式

解答の金額

$$\blacktriangledown \text{ 子会社株式} : 100,000 \text{ 株} \times @3,500 \text{ 円} = 350,000 \text{ 千円}$$

第3問

解答の根拠となるのは、「企業結合に関する会計基準」(以下、本問解説において「基準」という。)である。

1 負ののれんの定義(「基準」31項)

「取得原価が、受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合には、その超過額はのれんとして次項に従い会計処理し、下回る場合には、その不足額は負ののれんとして第33項に従い会計処理する。」

2 負ののれんの会計処理(「基準」33項(2)抜粋)

「負ののれんが生じる場合には、当該負ののれんが生じた事業年度の利益として処理する。」

3 負ののれんの会計処理の理由(「基準」110項~111項)

ポイントとなる点は、「基準」が国際的な会計基準の考え方を斟酌してことにある。そして、国際的な会計基準がなぜ負ののれん発生時に利益計上を要請しているかに言及することも解答上必要となろう。